

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000710 小高浄化センター汚水ポンプ修繕工事
	履行場所	南相馬市小高区小高字手綱落 地内
	種類	工事
	概要	No. 2 汚水ポンプオーバーホール 1台
相 手 方	名称	ラサ商事株式会社 仙台支店
	代表者	支店長 小野瀬 博之
	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡3-4-1 アゼリアヒルズ17F
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は既存機器の製造メーカー代理店であり、修繕対象の部材も製造メーカー特有のものであるため、当該業者以外では機器の性能維持を保証できないことから、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000714 小高浄化センター汚水ポンプ吐出弁修繕工事
	履行場所	南相馬市小高区小高字手綱落 地内
	種類	工事
	概要	汚水ポンプ吐出弁修繕 No. 2 逆流防止弁 1個
相 手 方	名称	株式会社前澤エンジニアリングサービス 東北営業所
	代表者	東北営業所長 津島 正範
	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡三丁目4番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は既存設備を製造及び設置施工したメーカーであり、修繕対象の部材もメーカー特有のものであるため、当該業者以外では設備の性能維持を保証できないことから、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000716 特別都市下水路管渠修繕工事
	履行場所	南相馬市原町区萱浜字六貫山地内外
	種類	工事
概 要		管内止水工 9箇所 障害物除去工 1式
相 手 方	名称	東亜グラウト工業株式会社 東北支店
	代表者	支店長 曾根 正人
	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区日の出町二丁目2番1号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	<input type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明		【具体的に記入すること】 当該工事は、特別都市下水路管渠継手からの進入水や漏水を止水するため、継手部分に金属製の輪を設置するリング工法による部分修繕工事である。 当該工事箇所の管渠は人が入って作業ができる広さがなく、常時通水状態であるため、嵌合装置を搭載したロボットでの作業が必要である。 当該業者はリング工法で作業を行う技術資格を有し、ロボットでの施工ができる県内及び近県において唯一の業者であるとともに、南相馬市においても同工法による修繕の実績があることから、業務内容に精通し、迅速かつ確実な履行が見込める当該業者と随意契約とするもの。
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000757 小島田マンホールポンプ修繕工事
	履行場所	南相馬市鹿島区小島田字北畑地内
	種類	工事
	概要	マンホールポンプオーバーホール 2台
相 手 方	名称	株式会社南東北クボタ 福島支店
	代表者	支店長 吉田 功
	所在地	福島県 郡山市 日和田町高倉字杉下16-1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は既存機器の製造メーカーであり、修繕対象の部材も製造メーカー特有のものであるため、当該業者以外では機器の性能を維持できないことから、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000780 西町第3マンホールポンプ修繕工事
	履行場所	南相馬市原町区西町三丁目地内
	種類	工事
	概要	マンホールポンプオーバーホール 2台
相 手 方	名称	株式会社鶴見製作所 東北支店
	代表者	支店長 駒林 雄治
	所在地	宮城県 仙台市 若林区大和町4丁目9番11号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	<input type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は既存機器の製造メーカーであり、修繕対象の部材も製造メーカー特有のものであるため、当該業者以外では機器の性能を維持できないことから、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000841 亜炭鉱害復旧施設維持管理事業 水処理施設修繕工事
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字上浮田地内
	種類	工事
相 手 方	概 要	鹿島地区水処理施設修繕工事 送水ポンプ（B系）入替工 一式 送水配管洗浄工（吸込側、吐出側（ポンプ室内含む）） 一式 送水ポンプドレン配管改造工 一式 高分子凝集剤溶解槽整備工 一式 エアークンプレッサー更新工 一式 曝気配管サポート追加工 一式 各所機器整備工 一式 総合試運転調整 一式
	名称	三菱マテリアルテクノ株式会社 常磐支店
相 手 方	代表者	支店長 服部 浩之
	所在地	福島県 いわき市 小名浜字吹松15-1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>鹿島地区水処理施設において、通常運転に支障をきたす恐れのある送水ポンプの入替、送水配管の洗浄、凝集剤溶解槽の整備、コンプレッサー更新などの各種機器の更新工事である。</p> <p>内申業者は、本施設を製造・設置した業者であり、定期的にメンテナンスを行うなど本施設の構造、機器類を熟知している。</p> <p>本工事の実施に際しては施設の稼働を停止することとなり、不稼働による近隣への影響を及ぼさないよう極めて短時間に工事実施する必要がある。加えて、本工事による機器類の更新後、施設の安定的な稼働のため、施設機器類の総合調整を行う必要があり、施設を熟知する内申業者による対応が必須となることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000851 緊急浚渫推進事業浚渫（普通河川上真野川）工事
	履行場所	南相馬市鹿島区禧原字一盃清水地内
	種類	工事
	概要	崩落土砂・支障木撤去 一式
相 手 方	名称	後藤建設工業株式会社
	代表者	代表取締役社長 後藤 英之
	所在地	南相馬市 鹿島区岡和田字沢田88番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、普通河川の流下断面の阻害の解消を図るため、河道内の堆砂土砂及び繁茂樹木の撤去を行うものである。</p> <p>当該業者は、同区域で福島県発注の河川災害復旧工事を請負っており、当該箇所における県管理区間についての浚渫も施工する。市管理区間についても県管理区間と同様に施工する必要があるため、同一業者が望ましく、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [建設部土木課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。